

# 医療費助成制度(マル福)に 該当していませんか?



当組合では医療費の自己負担額が一定額を超えた方に対して、附加給付等を支給していますが、自治体(都道府県や各市区町村)においても、自己負担額を助成する医療費助成制度(通称「マル福」といいます。)があります。

組合員または被扶養者の方がマル福を受けている場合、当組合の附加給付等は支給の対象となりません。

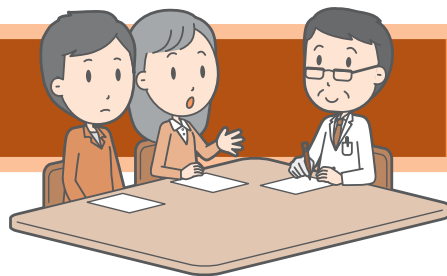
適正な給付を図るため、マル福に該当し、「医療福祉費受給者証」が交付されたときは、共済事務担当課をとおして共済組合員申告書等にて届出をお願いします。

なお、平成28年10月1日から小児・妊産婦に係るマル福の所得制限が緩和されたため、新たにマル福該当になられた組合員または被扶養者の方も届出をお願いします。

届出がなく、重複受給が判明したときは、附加給付等を返還していただくことになります。

お問い合わせ先 医療健康課(医療給付係) TEL 029-301-1413

## こころの健康を保つために!

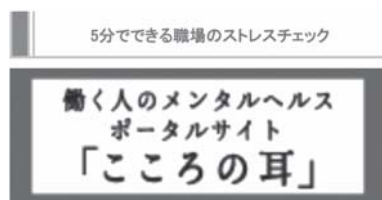


近年、職場の人間関係や仕事などの過大なストレスから、メンタル面の不調を訴える方が増えています。

こころを健康を保つためには、ストレス状態を定期的に把握し、ストレス解消に取り組むなどのセルフケアが重要です。皆さんがいつでもストレスチェックを行えるよう、当組合ホームページに厚生労働省提供のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」のバナー(「5分でできる職場のストレスチェック」)にリンクしています。)を掲載していますので、ご活用ください。

ログイン  
方法

① 共済組合トップページで  
バナーをクリック



② 「こころの耳」へリンク



※専門家のアドバイスが必要な方は、当組合保健事業の「こころとからだの健康相談」をご利用ください。

こころとからだの健康相談 ☎ 0120-474-479

健康相談受付時間 24時間・365日

こころの相談受付時間 平日9時～21時 土曜日10時～18時(日曜日・祝祭日・1/1～1/3は休)